

お知らせ

❖十和田市役所の住所

〒034-8615

十和田市西十二番町6番1号

※土・日曜日、休日は閉庁

❖市ホームページ

<https://www.city.towada.lg.jp/>

QRコードはこちら▶

QRコードは開デンソーウェブの登録商標です。



❖お知らせの表記

☎…申込先

☎…問い合わせ先

※費用の記載がないものは無料です。

乱丁・落丁がある場合はお取り換えしますので、ご連絡ください。

暮らし

浄化槽整備事業「普及促進補助」を実施します

市では、浄化槽整備事業で新しく設置する合併浄化槽の個人負担の軽減を図るため、「普及促進補助」による支援を行います。単独浄化槽やくみ取りトイレを利用している場合は、合併浄化槽へ切り替えましょう。

補助対象 浄化槽整備事業で新しく浄化槽を設置し、令和6年3月20日までに供用開始する人

補助金額 小型浄化槽1基に対し、一律11万円（単独浄化槽（トイレだけの浄化槽）を撤去した場合は、撤去した費用を最大9万円まで加算）

※詳しくは市ホームページをご覧ください。

☎**申問**下水道課 ☎ 25-4015

漏水の発見にご協力ください

漏水は、水という大切な資源が無駄になるだけでなく、道路の陥没や冬季の路面凍結など、皆さんの日常生活に大きな影響を及ぼします。次のような場合は、周辺で漏水している可能性がありますので連絡をお願いします。

▶晴れているのに道路（地面）がぬれている ▶道路が不自然にへこんでいる ▶普段乾いている水路にきれいな水が流れている

※道路や宅地内の漏水調査を行っていますが、調査員は必ず身分証明書を携帯し訪問します。また、調査費用を請求することはありません。

☎**水道課** ☎ 25-4516

※土・日曜日、休日および市役所時間外 上下水道部宿日直 ☎ 25-4511

集会施設のトイレを快適に！ 集会施設環境改善事業補助金

町内会などが所有・管理している集会施設のトイレの水洗化・洋式化のための改修費用の一部を補助します。

補助対象 ①下水道や集落排水などへの接続の費用 ②浄化槽設置の排水設備費用 ③水洗式、洋式便器への取り換え費用 ④①～③に伴う電気、給排水、必要最低限の床、壁の改修費用

補助金額 対象経費の2分の1または75万円のいずれか低い額
※随時受け付けています。

※申請書はまちづくり支援課に備え付けてあるほか、市ホームページからもダウンロードできます。

※詳しくはお問い合わせください。

☎**申問**まちづくり支援課 ☎ 51-6725

ヘルプマーク・ヘルプカードを配布しています

外見では障がいなどがあると分からなくても援助が必要な人がいます。そのような人がヘルプマークを身に着けたり、ヘルプカードを提示したりすることで、周囲の人に配慮が必要であることを知らせることができます。

配布対象 身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がいなどのある人

配布場所 生活福祉課

※ヘルプマークを身に着けている人を見つけた時やヘルプカードを提示された時には、思いやりのある対応をお願いします。

☎**生活福祉課** ☎ 51-6718



ヘルプカード



ヘルプマーク

お子さんが5歳になると「5歳児セルフチェック」が届きます

社会性や集団生活の発達が目覚ましいこの時期に、保護者自身で「5歳児セルフチェック」をして、お子さんの成長を確認してみましょう。

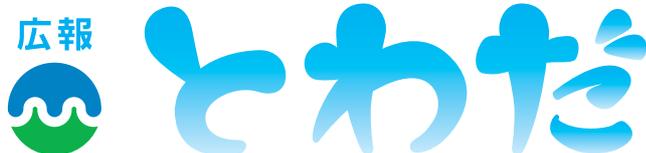
セルフチェックで成長が気になる場合は、保育所や幼稚園の先生と相談し、市の5歳児相談を利用することをお勧めします。

☎**健康増進課** ☎ 51-6792



【有料広告欄】 「広報とわだ」に広告を掲載しませんか。申し込み先 総務課広報男女参画係 ☎ 51-6702

～わたしたちが創る～希望と活力あふれる 十和田



有料広告募集中

【2色印刷】

1号広告 30,000円
(縦5.0cm × 横18.3cm)

2号広告 18,000円
(縦5.0cm × 横9.0cm)

